

留置により当該監護の権利が侵害されていることを明らかにするために必要な事項

3
者の氏名、住所又は居所その他当該者を特定するためには必要な事項（これらの事項が明らかでないときは、その旨）
前項の申請書には、同項第五号に掲げる事項

4 外国返還援助申請は、日本国以外の条約締約を証明する書類その他外務省令で定める書類を添付しなければならない。

國の中央当局（条約第六条に規定する中央当局をいう。以下同じ。）を経由してすることができる。この場合において、申請者は、第二項各号に掲げる事項を記載した書面（日本語若しくは英語により記載したもの又は日本語若しくは英語による翻訳文を添付したものに限る。）及び前項に規定する書類を外務大臣に提出しなければならない。

（子の住所等に関する情報の提供の求め等）

第五条 外務大臣は、外国返還援助申請があつた場合において、必要と認めるときは、申請に係る子及び申請に係る子と同居している者の氏名及び住所又は居所を特定するため、政令で定めるとところにより、次に掲げる機関及び法人（第十五条第一項において「国の行政機関等」という。）の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに申請に係る子及び申請に係る子と同居している者に関する情報を有している者として政令で定める者に対し、その有する当該氏名又は当該住所若しくは居所に関する情報を提供を求めることができる。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）

二 内閣府並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関

四 内閣府設置法第四十条第二項及び第五十六条の特別の機関

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関

六 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

七 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人

前項の場合において、同項に規定する情報の提供を求められた者は、遅滞なく、当該情報を外務大臣に提供するものとする。

3 外務大臣は、前項の規定により提供された情報が、申請に係る子が日本国内に所在していることを示すものであるが、申請に係る子及び申請に係る子と同居している者の所在を特定するために十分でない場合には、外務省令で定めるところにより、都道府県警察に対し、当該情報を探して、これらの者の所在を特定するためには必要な措置をとることを求めることができる。

第二項の規定により提供された情報及び前項の規定による都道府県警察の措置によつて得られた情報の提供は、次に掲げる場合に限り、行つうことができる。

一 第二十六条の規定による子の返還の申立て又は子との交流の定めをすること若しくはその変更を求める家事審判若しくは家事調停の申立てをするために申請に係る子と同居している者の氏名を必要とする申請者から当該氏名の開示を求められた場合において、当該氏名を当該申請者に開示するとき。

二 申請に係る子についての第二十九条に規定する子の返還に関する事件若しくは子の返還の強制執行に係る事件が係属している裁判所又は申請に係る子についての子との交流に関する事件若しくは子との交流の強制執行に係る事件が係属している裁判所から、その手続を行うために申請に係る子及び申請に係る子と同居している者の住所又は居所の確認を求められた場合において、当該住所又は居所をこれら裁判所に開示するとき。

三 第十条第一項の規定により、市町村、都道府県の設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。以下この号及び同項において同じ。）又は児童相談所（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する児童相談所をいう。同号及び同項において同じ。）に対し、申請に係る子が虐待を受けているおそれがあると信ずるに足りる相当な理由がある旨を通告する場合において、申請に係る子及び申請に係る子と同居していると思料される者の氏名及び住所又は居所を当該市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通知するとき。

する場合及び第八条第一項の規定により当該外国返還援助申請に係る書類の写しを送付する場合を除き、外国返還援助の決定（以下「外国返還援助決定」という。）をし、遅滞なく、申請者にその旨の通知（申請者が第四条第四項の規定により日本国以外の条約締約国の中央当局を経由して外国返還援助申請をした場合にあつては、当該中央当局を経由してする通知。次条第二項及び第八条第二項において同じ。）をしなければならない。

二 外務大臣は、外國返還援助決定をした場合は、必要に応じ、次に掲げる措置をとるものとする。

一一 第九条又は第十条に規定する措置

二 条約の実施のための日本国以外の条約締約国の中中央当局との連絡

三 この法律に定める手続その他子の返還又は子との交流の実現に関する場合には、当該外国返還援助申請の実現に関する情報の申請者への提供

(外国返還援助申請の却下)

第七条 外務大臣は、外國返還援助申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該外国返還援助申請を却下する。

一 申請に係る子が十六歳に達していること。

二 申請に係る子が日本国内に所在していないことが明らかであり、かつ、申請に係る子が所在している国又は地域が明らかでないと。

三 申請に係る子が条約締約国以外の国又は地域に所在していることが明らかであること。

四 申請に係る子の所在地及び申請者の住所又は居所(申請者が法人その他の団体である場合にあっては、事務所の所在地)が同一の条約締約国内にあることが明らかであること。

五 申請に係る子の連れ去りの時又は留置の開始時に、申請に係る子の常居所地国が条約締約国でなかつたこと。

六 申請に係る子の常居所地国の法令に基づき申請者が申請に係る子についての監護の権利を有していないことが明らかであり、又は申請に係る子の連れ去り若しくは留置により当該監護の権利が侵害されていないことが明らかであること。

七 外務大臣は、前項の規定により外國返還援助申請を却下した場合には、申請者に直ちにその旨及びその理由の通知をしなければならない。(外國返還援助申請に係る書類の写しの条約締約国の中中央当局への送付)

第八条 外務大臣は、申請に係る子が日本国以外の条約締約国に所在していることが明らかであ

る場合において、外国返還援助申請が前条第一項第四号に該当しないときは、第四条第二項の申請書（申請者が同条第四項の規定により外国返還援助申請をした場合にあっては、同項に規定する書面）及び同条第三項に規定する書類の写しを当該条約締約国の中核機関に遅滞なく送付しなければならない。

外務大臣は、前項の規定による送付をした場合には、申請者にその旨の通知をしなければならない。

(合意による子の返還等の促進)

第九条 外務大臣は、外国返還援助決定をした場合には、申請に係る子について子の返還又は申請者との交流を申請者及び申請に係る子を監護している者の合意により実現するため、これらの者の間の協議のあっせんその他の必要な措置をとることができる。

(子の虐待に係る通告)

第十条 外務大臣は、申請に係る子が日本国内に所在している場合において、虐待を受けているおそれがあると信ずるに足る相当な理由があるときは、市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に対し、その旨を通告しなければならない。

前項の規定による通告は、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第六条第一項の規定による通告とみなして、同条第二項及び第三項並びに同法第七条及び第八条の規定を適用する。

第二款 日本国返還援助

(日本国返還援助申請)

第十一條 日本国以外の条約締約国への連れ去りをされ、又は日本国外の条約締約国において留置をされている子であつて、その常居所地国が日本国であるものについて、日本国の法令に基づき監護の権利を有する者は、当該連れ去り又は留置によって当該監護の権利が侵害されるいると思料する場合には、日本国への子の返還を実現するための援助(以下「日本国返還援助」という。)を外務大臣に申請することができる。

第四条第二項及び第三項の規定は、日本国返還援助の申請(以下「日本国返還援助申請」という。)について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「第七条第一項第四号」とあるのは「第十三条第一項第四号」と、同項第四号中「条約締約国」とあり、及び同項第五号

所在している国又は地域が明らかでないことをと。三 申請に係る子が条約締約国以外の国又は地域に所在していることが明らかであること。四 申請者が日本国内に住所若しくは居所を有していることが明らかであり、又は日本国以外の条約締約国に住所若しくは居所を有していないことが明らかであること。

五 申請者が申請に係る子と交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国又は地域が条約締約国でないことを。

六 申請者が申請に係る子と交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国又は地域が条約締約国でないことを。

七 申請者が申請に係る子と交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国若しくは地域の法令に基づき申請者が申請に係る子と交流をすることができないことが明らかであり、又は申請者の申請に係る子との交流が妨げられないことが明らかであること。

八 申請者が申請に係る子と交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国若しくは地域の法令に基づき申請者が申請に係る子と交流をすることができないことが明らかであり、又は申請者の申請に係る子との交流が妨げられないことが明らかなこと。

九 申請に係る書類の写しの条約締約国の中央当局への送付)

(日本国交流援助申請に係る書類の写しの条約締約国の中央当局への送付)

第十九条 外務大臣は、申請に係る子が日本国外の条約締約国に所在していることが明らかである場合において、日本国交流援助申請が前条第一項第四号に該当しないときは、第十六条第二項の規定による書類の写しを当該条約締約国の中央当局に遅滞なく送付しなければならない。

二 項の申請書(申請者が同条第四項の規定により日本国交流援助申請をした場合にあっては、同項に規定する書面)及び同条第三項に規定する書類の写しを当該条約締約国の中央当局に遅滞なく送付しなければならない。

三 第二十一条 第五条、第九条及び第十条の規定は、外務大臣に対し日本国交流援助申請があつた場合について準用する。この場合において、第五条第四項第一号中「第二十六条の規定による子の返還の申立て又は子との交流の定めをする」と若しくはその変更を求める家事審判若しく

は」とあるのは「子との交流の定めをすること又はその変更を求める家事審判又は」と、同項第二号中「第二十九条に規定する子の返還に関する事件若しくは子との交流に関する事件又は」と、「これらの」とあるのは「当該」と、第九条中「子の返還又は申請者」とあるのは「申請者」が係属している裁判所又は申請に係る子についての子との交流に関する事件若しくは子との交流に関する事件又は」とあるのは「子との交流に関する事件又は」と、「これらの」とあるのは「当該」と、第九条中「子の返還又は申請者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

第二款 外国交流援助

(**外国交流援助申請**)

第二十一条 日本国以外の条約締約国に所在している子であつて、交流をすることができなくなっている直前に常居所を有していた国又は地域が条約締約国であるものについて、当該国又は地域の法令に基づき交流をすることができる者(日本国内に住所又は居所を有しているものに限る)は、当該子との交流が妨げられていくと思われる場合には、当該子との交流を実現するための援助(以下「外国交流援助」という。)を外務大臣に申請することができる。

二 第十六条第二項及び第三項の規定は、外国交流援助の申請(以下「外国交流援助申請」といいう。)について準用する。

(**外国交流援助の決定及び通知**)

第二十二条 外務大臣は、外国交流援助申請があつた場合には、次条第一項の規定によりこれを却下する場合を除き、外国交流援助の決定(以下「外国交流援助決定」という。)をし、遅滞なく、外国交流援助申請をした者(以下この款において「申請者」という。)にその旨を通知しなければならない。

二 外務大臣は、外國交流援助決定をした場合において、「申請者」という。にその旨を通知するには、第二十四条规定する措置をとるものとする。

三 第二十五条において準用する第十五条に規定する措置を定める。

(**外国交流援助に係る書類の写しの条約締約国の中央当局への送付**)

第二十三条 外務大臣は、外国交流援助申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該外國交流援助申請を却下する。

一 第二十五条 第十五条の規定は、外務大臣に対し日本国交流援助申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「日本国への連れ去り又は日本国における留置により子についての監護の権利を侵害する」とあるのは「申請に係る子」と読み替えるものとする。

第三章 子の返還に関する事件の手続等

第一節 反還事由等

(**子の返還**)

第二十四条 外務大臣は、前項の規定による送付をした場合には、第二十一条第二項において準用する第十六条第二項の申請書及び同条第三項に規定する書類の写しを申請に係る子が所在している条約締約国の中央当局に遅滞なく送付しなければならない。

二 外務大臣は、前項の規定による送付をした場合には、申請者にその旨を通知しなければならない。

(**子の返還**)

第二十五条 第十五条の規定は、外務大臣に対し日本国交流援助申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「日本国への連れ去り又は日本国における留置により子についての監護の権利を侵害する」とあるのは「申請に係る子」と読み替えるものとする。

された者は、子を監護している者に対し、この法律の定めるところにより、常居所地国に子を返還することを命ぜるよう家庭裁判所に申し立てることができる。(子の返還事由)

第二十七条 裁判所は、子の返還の申立てが次の各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるとときは、子の返還を命じなければならない。

一 子が十六歳に達していないこと。

二 子が日本国内に所在していること。

三 申請に係る子が日本国又は条約締約国以外の国若しくは地域に所在していることが明らかであること。

四 申請に係る子の所在地及び申請者の住所又は居所が同一の条約締約国内にあることが明らかでないこと。

五 申請に係る子の所在地及び申請者の住所又は居所が同一の条約締約国内にあることが明らかなこと。

六 申請者が申請に係る子と交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国又は地域が条約締約国でないことを。

七 申請者が申請に係る子と交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国若しくは地域の法令に基づき申請者が申請に係る子と交流をすることができないことが明らかであり、又は申請者の申請に係る子との交流が妨げられないことが明らかであること。

八 申請者が申請に係る子と交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国若しくは地域の法令に基づき申請者が申請に係る子と交流をすることができないことが明らかであり、又は申請者の申請に係る子との交流が妨げられないことが明らかなこと。

九 申請者が申請に係る子と交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国若しくは地域の法令に基づき申請者が申請に係る子と交流をすることができないことが明らかであり、又は申請者の申請に係る子との交流が妨げられないことが明らかなこと。

一子の年齢及び発達の程度に照らして子の意見を考慮することが適当である場合において、子が常居所地国に返還されることを拒んでいること。

五 申請に係る子の所在地及び申請者の住所又は居所が同一の条約締約国内にあることが明らかなこと。

六 申請者が申請に係る子と交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国又は地域が条約締約国でないことを。

七 申請者が申請に係る子と交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国若しくは地域の法令に基づき申請者が申請に係る子と交流をすることができないことが明らかであり、又は申請者の申請に係る子との交流が妨げられないことが明らかなこと。

八 申請者が申請に係る子と交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国若しくは地域の法令に基づき申請者が申請に係る子と交流をすることができないことが明らかであり、又は申請者の申請に係る子との交流が妨げられないことが明らかなこと。

九 申請者が申請に係る子と交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国若しくは地域の法令に基づき申請者が申請に係る子と交流をすることができないことが明らかであり、又は申請者の申請に係る子との交流が妨げられないことが明らかなこと。

| | |
|--|--|
| 六 常居所地国に子を返還することが日本国における人権及び基本的自由の保護に関する基本原則により認められないものであること。 | 2 判決するに当たっては、次に掲げる事由の有無の一切の事情を考慮するものとする。 |
| 一 常居所地国において子が申立人から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動（次号において「暴力等」という。）を受けるおそれの有無。 | 二 相手方及び子が常居所地国に入国した場合に相手方が申立人から子に心理的外傷を与えることとなる暴力等を受けるおそれの有無。 |
| 三 申立人又は相手方が常居所地国において子を監護することが困難な事情の有無。 | 裁判所は、日本国において子の監護に関する裁判があつたこと又は外国においてされた子の監護に関する裁判が日本国で効力を有する可能性があることを理由として、子の返還の申立てを却下する裁判をしてはならない。ただし、これら子の監護に関する裁判の理由を申し、これらの子の監護についての裁判において考慮することを妨げない。 |
| 第四節 子の返還に関する事件の手続の通則（子の返還に関する事件の手続） | 第二節 子の返還に関する事件の手続の通則（子の返還に関する事件の手続） |
| 第五章 第二十九条 子の返還に関する事件の手続（子の返還に関する事件の手続） | 第五章 第二十九条 子の返還に関する事件の手続（子の返還に関する事件の手続） |

| | |
|-------------------------|-------------------------|
| 第一項に規定する子の返還申立事件（第三十二条） | 第一項に規定する子の返還申立事件（第三十二条） |
| 第二項に規定する子の返還申立事件（第三十二条） | 第二項に規定する子の返還申立事件（第三十二条） |
| 第三項に規定する子の返還申立事件（第三十二条） | 第三項に規定する子の返還申立事件（第三十二条） |
| 第四項に規定する子の返還申立事件（第三十二条） | 第四項に規定する子の返還申立事件（第三十二条） |
| 第五項に規定する子の返還申立事件（第三十二条） | 第五項に規定する子の返還申立事件（第三十二条） |

| | |
|-------------------------|-------------------------|
| 第一項に規定する子の返還申立事件（第三十二条） | 第一項に規定する子の返還申立事件（第三十二条） |
| 第二項に規定する子の返還申立事件（第三十二条） | 第二項に規定する子の返還申立事件（第三十二条） |
| 第三項に規定する子の返還申立事件（第三十二条） | 第三項に規定する子の返還申立事件（第三十二条） |
| 第四項に規定する子の返還申立事件（第三十二条） | 第四項に規定する子の返還申立事件（第三十二条） |
| 第五項に規定する子の返還申立事件（第三十二条） | 第五項に規定する子の返還申立事件（第三十二条） |

| | |
|-------------------------|-------------------------|
| 第一項に規定する子の返還申立事件（第三十二条） | 第一項に規定する子の返還申立事件（第三十二条） |
| 第二項に規定する子の返還申立事件（第三十二条） | 第二項に規定する子の返還申立事件（第三十二条） |
| 第三項に規定する子の返還申立事件（第三十二条） | 第三項に規定する子の返還申立事件（第三十二条） |
| 第四項に規定する子の返還申立事件（第三十二条） | 第四項に規定する子の返還申立事件（第三十二条） |
| 第五項に規定する子の返還申立事件（第三十二条） | 第五項に規定する子の返還申立事件（第三十二条） |

| | |
|-------------------------|-------------------------|
| 第一項に規定する子の返還申立事件（第三十二条） | 第一項に規定する子の返還申立事件（第三十二条） |
| 第二項に規定する子の返還申立事件（第三十二条） | 第二項に規定する子の返還申立事件（第三十二条） |
| 第三項に規定する子の返還申立事件（第三十二条） | 第三項に規定する子の返還申立事件（第三十二条） |
| 第四項に規定する子の返還申立事件（第三十二条） | 第四項に規定する子の返還申立事件（第三十二条） |
| 第五項に規定する子の返還申立事件（第三十二条） | 第五項に規定する子の返還申立事件（第三十二条） |

除斥又は忌避の申立てを却下する裁判に対しでは、即時抗告をすることができる。

(裁判所書記官の除斥及び忌避)

第四十一条 裁判所書記官の除斥及び忌避については、第三十八条、第三十九条並びに前条第三項、第五項、第八項及び第九項の規定を準用する。

2 裁判所書記官について除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その裁判所書記官は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあつた子の返還申立事件に関与することができない。ただし、前項において準用する前条第五項各号に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があつたときは、この限りでない。

3 裁判所書記官の除斥又は忌避についての裁判は、裁判所書記官の所属する裁判所がする。ただし、前項ただし書の裁判は、受命裁判官等(受命裁判官又は受託裁判官)にあっては、当該裁判官の手続に立ち会う裁判所書記官が忌避の申立てを受けたときのみに限る)がすることができる。

(家庭裁判所調査官の除斥)

第四十二条 家庭裁判所調査官の除斥については、第三十八条並びに第四十条第二項、第八項及び第九項の規定(忌避に関する部分を除く)を準用する。

2 家庭裁判所調査官について除斥の申立てがあつたときは、その家庭裁判所調査官は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあつた子の返還申立事件に関与することができる。

3 家庭裁判所調査官の除斥についての裁判は、家庭裁判所調査官の所属する裁判所がする。

(当事者能力及び手続行為の原則等)

第四十三条 当事者能力、子の返還申立事件の手続における手続上の行為(以下「手続行為」という)をすることができる能力(以下この項において「手続行為能力」という)、手続行為能力を欠く者の法定代理、手続行為をするのに必要な授権及び法定代理権の消滅については、民事訴訟法第二十八条、第二十九条、第三十三条第一項の規定を準用する。

2 未成年者及び成年被後見人は、法定代理人の同意を要することなく、又は法定代理人によら

ずに、自ら手続行為をすることができる。被保佐人又は被補助人について、保佐人若しくは保佐監督人又は補助人若しくは補助監督人の同意がない場合も、同様とする。

(後見人が他の者がした子の返還の申立て又は見監督人の同意がなければならない)。

3 後見人が次に掲げる手續行為をするには、後見監督人の同意を要しない。

4 後見人が次に掲げる手續行為をするには、後見監督人の同意がなければならない。

一 子の返還の申立ての取下げ又は和解

二 終局決定に対する即時抗告、第八十条第一項の抗告又は第一百十二条第二項の申立ての取下げ

三 第百四十四条の同意

(未成年者又は成年被後見人の法定代理人)

第四十四条 親権を行なう者は、未成年者は、成年被後見人は、未成年者は成年被後見人を代理して手續行為をすることができる。

2 裁判所は、子の返還申立事件の手続に参加し

3 第一百四十五条の規定による参加の申出は、書面でし

なければならぬ。

4 裁判所は、子の返還申立事件の手続に参加し

5 第一項の規定による参加の申出を却下する裁

6 第一項又は第二項の規定により子の返還申立事件の手続に参加した子(以下単に「手続に参

加した子」という)は、当事者がすることができる手続行為(子の返還の申立ての取下げ及び変更並びに裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の取下げを除く)をすることができる。ただし、裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、手続に参加した子が不服申立て又は異議の申立てに関するこの法律の他の規定によりすることができる場合に限る。

7 第一項の規定による参加の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることはできる。

8 特別代理人が手續行為をするには、後見人と同一の授権がなければならない。

9 特別代理人の選任の裁判は、疎明に基づいて

10 裁判所は、いつでも特別代理人を改任すること

11 特別代理人が手續行為をするには、後見人と同一の授権がなければならない。

12 特別代理人の選任の裁判は、疎明に基づいて

13 裁判所は、いつでも特別代理人を改任すること

14 特別代理人が手續行為をするには、後見人と同一の授権がなければならない。

15 特別代理人の選任の裁判は、疎明に基づいて

16 裁判所は、いつでも特別代理人を改任すること

17 特別代理人が手續行為をするには、後見人と同一の授権がなければならない。

18 特別代理人の選任の裁判は、疎明に基づいて

19 裁判所は、いつでも特別代理人を改任すること

20 特別代理人が手續行為をするには、後見人と同一の授権がなければならない。

21 特別代理人の選任の裁判は、疎明に基づいて

22 裁判所は、いつでも特別代理人を改任すること

23 特別代理人が手續行為をするには、後見人と同一の授権がなければならない。

24 特別代理人の選任の裁判は、疎明に基づいて

25 裁判所は、いつでも特別代理人を改任すること

26 特別代理人が手續行為をするには、後見人と同一の授権がなければならない。

27 特別代理人の選任の裁判は、疎明に基づいて

28 裁判所は、いつでも特別代理人を改任すること

29 特別代理人が手續行為をするには、後見人と同一の授権がなければならない。

3 第一項の規定による参加の申出及び前項の申立ては、参加の趣旨及び理由を記載した書面でしなければならない。

(裁判長による手續代理人の選任等)

第五十一条 未成年者、成年被後見人及び被補助人(以下この条において「未成年者等」という)が手續行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、裁判長及び被補助人(以下この条において「未成年者等」という)が手續行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、裁判長は、申立てにより、弁護士を手續代理人に選任することができる。

4 第一項の規定による参加の申出を求められている子は、子の返還申立事件の手続に参加することができる。

(子の参加)

5 子の返還申立事件において返還を求める裁判所は、即時抗告をすることができます。

(子の参加)

6 第一項の規定による参加の申出を却下しなければならない。

7 第一項の規定により裁判長が手續代理人に選任した弁護士に対し未成年者等が支払うべき報酬の額は、裁判所が相当と認める額とする。

(手續代理人の代理権の範囲)

8 特別代理人は、委任を受けた事件について、参加及び強制執行に係る行為をし、

9 前二項の規定により裁判長が手續代理人に選任した弁護士に対し未成年者等が支払うべき報酬の額は、裁判所が相当と認める額とする。

(手續代理人の代理権の範囲)

10 特別の委任を受けなければならない。

11 一 子の返還の申立ての取下げ又は和解

12 終局決定に対する即時抗告、第八十条第一項の抗告若しくは第一百十二条第二項の申立て

13 又はこれらの取下げ

14 令の申立て又はその取下げ

15 第百二十二条第三項に規定する出国禁止命令の申立て

16 二 終局決定に対する即時抗告、第八十条第一項の抗告若しくは第一百十二条第二項の申立て

17 又はこれらの取下げ

18 三 第百二十二条第三項に規定する出国禁止命令の申立て

19 四 第百四十四条の同意

20 五 代理人の選任

21 六 手續代理人の代理権は、制限することができない。ただし、弁護士でない手續代理人については、この限りでない。

22 七 前三項の規定は、法令により裁判上の行為をすることができる代理人の権限を妨げない。

23 八 (手續代理人の代理権に関する規定)

24 九 前三項の規定は、法令により裁判上の行為をすることができる代理人の権限を妨げない。

25 十 (手續代理人の代理権に関する規定)

26 十一 (手續代理人の代理権に関する規定)

27 十二 (手續代理人の代理権に関する規定)

28 十三 (手續代理人の代理権に関する規定)

29 十四 (手續代理人の代理権に関する規定)

30 十五 (手續代理人の代理権に関する規定)

31 十六 (手續代理人の代理権に関する規定)

32 十七 (手續代理人の代理権に関する規定)

33 十八 (手續代理人の代理権に関する規定)

2 前項ただし書の許可は、いつでも取り消すことができる。

(裁判長による手續代理人の選任等)

第五十二条 未成年者、成年被後見人及び被保佐人等(以下この条において「未成年者等」という)が手續行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、裁判長は、申立てにより、弁護士を手續代理人に選任することができる。

3 第一項の規定による参加の申出及び前項の申立ては、参加の趣旨及び理由を記載した書面でしなければならない。

(裁判長による手續代理人の選任等)

4 第一項の規定による参加の申出を却下する裁判所は、即時抗告をすることができます。

(子の参加)

5 子の返還申立事件において返還を求める裁判所は、即時抗告をすることができます。

(子の参加)

6 第一項の規定による参加の申出を却下しなければならない。

(子の参加)

7 第一項の規定により裁判長が手續代理人に選任した弁護士に対し未成年者等が支払うべき報酬の額は、裁判所が相当と認める額とする。

(手續代理人の代理権の範囲)

8 特別の委任を受けなければならない。

9 一 子の返還の申立ての取下げ又は和解

10 二 終局決定に対する即時抗告、第八十条第一項の抗告若しくは第一百十二条第二項の申立て

11 又はこれらの取下げ

12 三 第百二十二条第三項に規定する出国禁止命令の申立て

13 四 第百四十四条の同意

14 五 代理人の選任

15 六 手續代理人の代理権は、制限することができない。ただし、弁護士でない手續代理人については、この限りでない。

16 七 前三項の規定は、法令により裁判上の行為をすることができる代理人の権限を妨げない。

17 八 (手續代理人の代理権に関する規定)

18 九 前三項の規定は、法令により裁判上の行為をすることができる代理人の権限を妨げない。

20 十 (手續代理人の代理権に関する規定)

21 十一 (手續代理人の代理権に関する規定)

22 十二 (手續代理人の代理権に関する規定)

23 十三 (手續代理人の代理権に関する規定)

24 十四 (手續代理人の代理権に関する規定)

25 十五 (手續代理人の代理権に関する規定)

26 十六 (手續代理人の代理権に関する規定)

27 十七 (手續代理人の代理権に関する規定)

28 十八 (手續代理人の代理権に関する規定)

29 十九 (手續代理人の代理権に関する規定)

30 二十 (手續代理人の代理権に関する規定)

31 二十一 (手續代理人の代理権に関する規定)

32 二十二 (手續代理人の代理権に関する規定)

| | |
|--------------------|---|
| 2 | 申立ての趣旨の変更は、子の返還申立事件の手続の期日においてする場合を除き、書面でしなければならない。 |
| 3 | 家庭裁判所は、申立ての趣旨の変更が不適法であるときは、その変更を許さない旨の裁判をすなればならない。 |
| 4 | 申立ての趣旨の変更により子の返還申立事件の手続が著しく遅滞することとなるときは、家庭裁判所は、その変更を許さない旨の裁判をすることができる。(申立書の写しの送付等) |
| 第五十二条 | 子の返還の申立てがあつた場合には、家庭裁判所は、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなるときを除き、子の返還申立書の写しを相手方に送付しなければならない。 |
| 2 | 前項の規定による子の返還申立書の写しの送付は、公示送达の方法によつては、することができない。 |
| 3 | 第七十条第四項から第六項までの規定は、第一項の規定による子の返還申立書の写しの送付をすることができない場合について準用する。 |
| 4 | 裁判長は、第一項の規定による子の返還申立書の写しの送付の費用の予納を相当の期間を定めて申立人に命じた場合において、その予納がないときは、命令で、子の返還申立書を却下しなければならない。 |
| 5 | 前項の命令に対しても、即時抗告をすることができる。 |
| 第二日 | 子の返還申立事件の手続の期日 |
| (裁判長の手続指揮権) | 第七十三条 子の返還申立事件の手続の期日においては、裁判長が手続を指揮する。 |
| 2 | 裁判長は、発言を許し、又はその命令に従わない者の発言を禁止することができる。 |
| 3 | 当事者が子の返還申立事件の手続の期日における裁判長の指揮に関する命令に対し異議を述べたときは、家庭裁判所は、その異議について裁判をする。(受命裁判官による手続) |
| 第五十三条 | 家庭裁判所は、受命裁判官による手続を認めることができる。ただし、事実の調査及び証拠調べについては、第八十二条第三項の規定又は第八十六条第一項において準用する民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節までの規定によることができる。 |
| 3 | 家庭裁判所は、事実の調査及び証拠調べを行うことができる。ただし、事実の調査及び証拠調べについては、第八十二条第三項の規定又は第八十六条第一項において準用する民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節までの規定によることができる。 |
| 第二日 | 子の返還申立事件の手続の期日 |
| (事実の調査及び証拠調べ等) | 第七十七条 家庭裁判所は、職権で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職権で、必要と認めれる証拠調べをしなければならない。 |
| 2 | 申立て人及び相手方は、それぞれ第二十七条に規定する事由(第二十八条第二項第一号に規定する場合に関する事由を含む。)についての資料及び同項に規定する事由についての資料を提出するほか、事実の調査及び証拠調べに協力するものとする。(疎明) |
| 第七十八条 | 疎明は、即時に取り調べることができる。(事実の調査の通知) |
| 2 | 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができ。家庭裁判所は、裁判長が、家庭裁判官に事実の調査をさせることができる。(陳述の聴取) |
| 第三日 | 子の返還申立事件の手続の期日 |
| (家庭裁判所調査官による事実の調査) | 第七十九条 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。 |
| 2 | 急迫の事情があるときは、裁判長が、家庭裁判官に事実の調査をさせることがある。(不法を証する文書の提出) |
| 第四日 | 子の返還申立事件の手続における子の意思の把握等 |
| (家庭裁判所調査官による事実の調査) | 第八十条 家庭裁判所は、申立てが不法であるとき又は申立てに理由がないことを証する文書を常居所地国において得ることができるときは、特に必要がないと認める場合を除き、その旨を当事者及び手続に参加した子に通知しなければならない。 |
| 2 | 家庭裁判所は、子の返還の申立てが不法であるとき又は申立てに理由がないことが明瞭なときを除き、当事者の陳述を聽かなければならぬ。 |
| 3 | 家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果を書面又は口頭で家庭裁判所に報告するものとする。 |
| 2 | 家庭裁判所調査官は、前項の規定による報告に意見を付することができます。 |
| 2 | 前項の場合においては、家庭裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。(音声の送受信による通話の方法による手続) |
| 第七十五条 | 家庭裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、(音声の送受信による通話の方法による手続) |
| 2 | 当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めることにより事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでない。 |
| 2 | 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、子の返還申立事件の手続の期日に家庭裁判所調査官を立ち会わせることができる。 |
| 2 | 前項の規定により立ち会わせた家庭裁判所調査官に意見を述べさせることができる。 |
| 2 | 裁判所技官による診断等) |
| 2 | 第七十六条 子の返還申立事件の手続の期日における通訳人の立会い等については民事訴訟法第一百五十四条の規定を、子の返還申立事件の手続関係を明瞭にするために必要な陳述をすることができない当事者、手続に参加した子、代理人及び補佐人に対する措置については同法第百五十五条の規定を、それぞれ準用する。 |
| 2 | 第七十七条 家庭裁判所は、他の家庭裁判所に事実の調査を嘱託することができる。 |
| 2 | 前項の規定による嘱託により職務を行う受託裁判官は、他の家庭裁判所において事実の調査をすることを相当と認めるときは、更に事実の調査の嘱託をすることができる。 |
| 3 | 家庭裁判所は、相当と認めるときは、受命裁判官に事実の調査をさせることができる。 |
| 2 | 前三項の規定により受託裁判官又は受命裁判官が事実の調査をする場合には、家庭裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。(調査の嘱託等) |
| 2 | 第八十二条 家庭裁判所は、他の家庭裁判所に事実の調査を嘱託することができる。 |
| 2 | 前項の規定は裁判所技官の心身の状況について診断をさせることができるものとみなす。 |
| 2 | 子の返還申立事件の手続の期日に出頭しないことができる。 |
| 2 | 前項の手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなす。 |
| 2 | (通訳人の立会い等その他の措置) |
| 2 | 第七十七条 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、医師である裁判所技官に事件の関係人の心身の状況について診断をさせることができるものとみなす。 |
| 2 | 前項の規定により立ち会わせた家庭裁判所調査官に意見を述べさせることができる。 |
| 2 | 裁判所技官による診断等) |
| 2 | 第八十三条 家庭裁判所は、必要な調査を外務大臣に嘱託するほか、官庁、公署その他適当と認める者に嘱託し、又は学校、保育所その他適当と認める者に対し子の心身の状態及び生活の状況その他の事項に関して必要な報告を求めることができる。 |
| 2 | 第八十四条 家庭裁判所は、事実の調査をしたときは、特に必要がないと認める場合を除き、その旨を当事者及び手続に参加した子に通知しなければならない。 |
| 2 | 家庭裁判所は、申立て人が不法な連れ去り又は不法な留置があつたことを証する文書を常居所地国において得ることができるときは、申立て人に對し、当該文書を提出することを求めることができる。 |
| 2 | 第八十五条 家庭裁判所は、申立てが不法であるとき又は申立てに理由がないことを証する文書を常居所地国において得ることができるときは、申立て人に對し、当該文書を提出することを求めることができる。 |
| 2 | 家庭裁判所は、申立て人が不法な連れ去り又は不法な留置があつたことを証する文書を常居所地国において得ることができるときは、申立て人に對し、当該文書を提出することを求めることができる。 |
| 2 | 家庭裁判所は、申立て人が不法な連れ去り又は不法な留置があつたことを証する文書を常居所地国において得ることができるときは、申立て人に對し、当該文書を提出することを求めることができる。 |

るに当たり、子の年齢及び発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならない。

第五目 審理の終結等

(審理の終結) 家庭裁判所は、子の返還申立事件の手続においては、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなときは、審理を終結する旨を宣言することができる。

第八十九条 家庭裁判所は、子の返還申立事件の手続においては、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなときは、審理を終結する旨を宣言することができる。ただし、当事者双方が立ち会うことができる子の返還申立事件の手続の期日においては、直ちに審理を終結する旨を宣言することができる。

(裁判の方式) 第九十一条 家庭裁判所は、前条の規定により審理を終結したときは、裁判をする日を定めなければならない。

第九十条 家庭裁判所は、前条の規定により審理を終結したときは、裁判をする日を定めなければならない。

(裁判) 第六日 裁判

(裁判の方式) 第九十二条 家庭裁判所は、子の返還申立事件の手続においては、決定で、裁判をする。

(終局決定) 第九十三条 家庭裁判所は、子の返還申立事件が裁判をするのに熟したときは、終局決定をする。

2 家庭裁判所は、子の返還申立事件の一部が裁判をするのに熟したときは、その一部について終局決定をすることができる。手続の併合を命じた数個の子の返還申立事件中その一が裁判をするのに熟したときは、同様とする。

(終局決定の告知及び効力の発生等) 第九十四条 終局決定は、当事者及び子に対し、相当と認める方法で告知しなければならない。ただし、子(手続に参加した子を除く。)に対しては、子の年齢及び発達の程度その他一切の事情を考慮して子の利益を害すると認める場合は、この限りでない。

2 終局決定は、当事者に告知することによってその効力を生ずる。ただし、子の返還を命ずる終局決定は、確定しなければその効力を生じない。

3 終局決定は、即時抗告の期間の満了前には確定しないものとする。

4 終局決定の確定は、前項の期間内にした即時抗告の提起により、遮断される。

(終局決定の方式及び裁判書) 第九十五条 終局決定は、裁判書を作成してしなければならない。

2 終局決定の裁判書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 主文

三 当事者及び法定代理人

四 裁判所

(更正決定)

第九十五条 終局決定に誤記その他これに類する明白な誤りがあるときは、家庭裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

2 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

3 更正決定に対する場合は、更正後の終局決定が原決定であるとした場合に即時抗告をすることができない。

4 終局決定に誤記その他これに類する明白な誤りがあるときは、家庭裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

5 終局決定に誤記その他これに類する明白な誤りがあるときは、家庭裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

2 終局決定は、裁判書を作成してしなければならない。

3 終局決定に誤記その他これに類する明白な誤りがあるときは、家庭裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

4 終局決定に誤記その他これに類する明白な誤りがあるときは、家庭裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

5 終局決定に誤記その他これに類する明白な誤りがあるときは、家庭裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

2 終局決定は、裁判書を作成してしなければならない。

3 終局決定に誤記その他これに類する明白な誤りがあるときは、家庭裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

4 終局決定に誤記その他これに類する明白な誤りがあるときは、家庭裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

5 終局決定に誤記その他これに類する明白な誤りがあるときは、家庭裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

2 終局決定は、裁判書を作成してしなければならない。

3 終局決定に誤記その他これに類する明白な誤りがあるときは、家庭裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

4 終局決定に誤記その他これに類する明白な誤りがあるときは、家庭裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

5 終局決定に誤記その他これに類する明白な誤りがあるときは、家庭裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

この場合において、第九十四条第二項第一号に記載する「理由」とあるのは、「理由の要旨」と読み替えるものとする。

第九十六条 民事訴訟法第二百四十七条、第二百五十六条第一項及び第二百五十八条(第二項後段を除く。)の規定は、終局決定について準用する。この場合において、同法第二百五十六条第一項中「言渡し後」とあるのは、「終局決定が告知を受けた日から二週間以内に相手方が異議を述べないときも、同様とする。

2 前項ただし書の規定により申立ての取下げに付して相手方の同意を要する場合においては、家庭裁判所は、相手方に對し、申立ての取下げがあつたことを通知しなければならない。ただし、申立ての取下げが子の返還申立事件の手続の期日において口頭でされた場合において、相手方がその期日に出頭したときは、この限りでない。

3 前項ただし書の規定による通知を受けた日から二週間以内に相手方が異議を述べないときは、申立ての取下げに同意したものとみなす。同項ただし書の規定による場合において、申立ての取下げがあつた日から二週間以内に相手方が異議を述べないときも、同様とする。

4 民事訴訟法第二百六十二条第一項及び第四項並びに第二百六十二条第一項の規定は、申立ての取下げについて準用する。この場合において、同法第二百六十二条第四項中「口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日(以下この章において「口頭弁論等の期日」という。)」とあるのは「子の返還申立事件の手続の期日」と、「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と読み替えるものとする。

2 当事者は、子の返還申立事件における和解についての裁判に對する即時抗告は、二週間の不变期間内にしなければならない。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。

3 子(手続に参加した子を除く。)による即時抗告の期間は、当事者が終局決定の告知を受けた日(二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から進行する。

2 当事者は又は手続に参加した子による即時抗告を受けた日から進行する。

3 子(手続に参加した子を除く。)による即時抗告の期間は、当事者が終局決定の告知を受けた日(二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から進行する。

2 当事者は、子の返還申立事件の手続の期日と、「電

2 当事者は、子の返還申立事件の手続の期日と、「電

3 子(手続に参加した子を除く。)による即時抗告の期間は、当事者が終局決定の告知を受けた日(二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から進行する。

2 当事者は、子の返還申立事件の手続の期日と、「電

2 子の返還申立事件においては、子の監護に関する事項、夫婦間の協力扶助に関する事項及び婚姻費用の分担に関する事項についても、和解をすることができる。

3 次の各号に掲げる事項についての和解を調査に記載したときは、その記載は、当該各号に定める裁判と同一の効力を有する。

4 は、いつでも取り消すことができる。

5 終局決定以外の裁判は、当事者が単独ですることができる。

2 終局決定は、当事者が単独ですることができる。

3 次の各号に掲げる事項についての和解を調査に記載したときは、その記載は、当該各号に定める裁判と同一の効力を有する。

4 は、いつでも取り消すことができる。

5 終局決定以外の裁判は、当事者が単独ですることができる。

- 前項の規定による終局決定に對しては、即時抗告をすることができる。

5 前項の即時抗告は、一週間の不變期間内にしなければならない。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。

6 第七十三条第四項及び第五項の規定は、抗告状が第二項の規定に違反する場合及び民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い即時抗告の提起の手数料を納付しない場合について準用する。
(抗告状の写しの送付等)

第二百四条 終局決定に対する即時抗告があつた場合には、抗告裁判所は、即時抗告が不適法であるとき又は即時抗告に理由がないことが明らかになるとを除き、原審における当事者(抗告人を参加した子(抗告人を除く。))に対し、抗告状の写しを送付しなければならない。

2 裁判長は、前項の規定による抗告状の写しの送付の費用の予納を相当の期間を定めて抗告人に命じた場合において、その予納がないときは、命令で、抗告状を却下しなければならない。

(陳述の聽取)

第二百五条 抗告裁判所は、即時抗告が不適法であるとき又は即時抗告に理由がないことが明らかになるとを除き、原審における当事者(抗告人を除く。)の陳述を聽かなければならない。
(抗告裁判所による裁判)

第二百六条 抗告裁判所は、即時抗告を理由があると認める場合には、自ら裁判をしなければならない。ただし、次条第三項において準用する民事訴訟法第三百七条又は第三百八条第一項の規定により事件を第一審裁判所に差し戻すときは、この限りでない。

(第一審の手続の規定及び民事訴訟法の準用等)

第二百七条 終局決定に対する即時抗告及びその抗告審に關する手続については、特別の定めがある場合を除き、前款の規定(第七十条第六項、第七十二条第二項及び第五項、第九十三条第三項及び第四項、第九十五条第三項から第五項まで並びに第九十八条第五項を除く。)を準用する。

2 抗告裁判所は、第二百四条第一項の規定による抗告状の写しの送付をすることを要しないときは、前項において準用する第八十九条の規定による審理の終結の手続を経ることなく、即時抗告を却下し、又は棄却することができる。

3 民事訴訟法第二百八十三条、第二百八十四条、第二百九十二条、第二百九十八条规定

第二百九十九条、第三百二十二条、第三百三十三条及び第三百五条款から第三百九十九条までの規定は、終局決定に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同法第二百九十二条第二項中「第二百六十二条第一項第三項及び第四項、第二百六十二条第一項並びに第二百六十三条」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第三十二条第一項各号」と、同法第二百六十二条第五項中「第二百六十二条第一項各号」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第三十二条第一項各号」と、同法第三百三条第五項中「第二百六十二条第一項各号」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第三十二条第一項各号」と読み替えるものとする。

第二百九十九条 終局決定に対する特別抗告（特別抗告をすることができる裁判等）

第二百八十八条 高等裁判所の終局決定に対しては、その決定に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに、最高裁判所に特に抗告をすることができる。

第二百八十九条 特別抗告は、執行停止の効力を有しない。ただし、前条第二項の抗告裁判所又は原裁判所は、申立てにより、担保を立てさせて、又は立てさせないで、特別抗告について裁判がまるまでの、原裁判の執行の停止その他必要な処分を命ずることができる。

前項ただし書の規定により担保を立てる場合において、供託をするには、担保を立てるべきことを命じた裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の管轄区域内の供託所にしなければならない。

第二百九十条 民事訴訟法第七十六条、第七十七条、第七十九条及び第八十条の規定は、前項の担保について準用する。

第二百九十二条 (即時抗告の規定及び民事訴訟法の準用)

第二百九十三条 第二百二条第二項及び第三項、第二百三十三条（第四項及び第五項を除く。）、第二百四条、第二百五十五条並びに第二百七条の規定は、特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。

第二百九十四条 民事訴訟法第三百四十四条第二項、第三百十五

- 限る)、第三百二十二条第一項、第三百二十二条、第三百二十五条第一項前段、第二項、第三項後段及び第四項、第三百二十六条並びに第三百三十六条第二項の規定は、特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同法第三百二十四条第二項中「前条において準用する第二百八十八条及び第二百八十九条第二項」とあるのは、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」百六十一条第一項において準用する同法第三百六条第六項」と、同法第三百二十二条第一項中「前二条」とあるのは、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」百八十二条の規定及び同法第三百十条第二項において準用する第三百二十一条第一項」と、同法第三百二十五条第一項前段及び第三項中「第三百三十二条第一項又は第二項」とあるのは、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」第八十条第一項第一項」と、同法第三項後段中「この場合」とあるのは、「差戻し又は移送を受けた裁判所が裁判をする場合」と、同法第四項中「前項」とあるのは、「差戻し又は移送を受けた裁判所」と読み替えるものとする。

第六百二十二条 第百二十二条第二項及び第三項、百三
条（第四項及び第五項を除く。）第百四条、第
五百五条、第七十七条並びに第百九条の規定は、許
可抗告及びその抗告審に関する手続について準
用する。この場合において、第百二条第二項及
び第三項、第百三条第一項、第二項第二号及び
第三項、第百四条第一項並びに第百五条中「即
時抗告」とあり、第百三十三条第六項中「即時抗告
の提起」とあり、並びに第百九条第一項本文中
「特別抗告」とあるのは、「第百十一条第二項の規定によ
る許可の申立書」と、同条中「即時抗告」とあ
り、及び第九百九条第一項ただし書中「特別抗
告」とあるのは、「第百十一条第四項に規定する
許可抗告」と読み替えるものとする。

の規定並びに同法第二百二十条及び第二百二十二条の規定中検察官に関する部分を除く。)並びに
刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)
第五百八条第一項本文及び第二項並びに第五百
十四条の規定を準用する。

第七章 雜則

(審理の状況についての説明)

子の返還申立事件の申立人又は外務大臣は、子の返還申立事件の申立てから六週間が経過したときは、当該子の返還申立事件が係属している裁判所に対し、審理の状況について説明を求めることができる。

(親権者の指定等についての審判事件の取扱い)
親権者の指定若しくは変更又は子の監護に関する処分についての審判事件(人事訴訟法(平成十五年法律第百九号))第三十二条第一項に規定する附帯処分についての裁判及び同条第三項の親権者の指定についての裁判に係る事件を含む。以下この条において同じ。)が係属している場合において、当該審判事件が係属している裁判所に対し、当該審判事件が係り子について不法な連れ去り又は不法な留置と主張される連れ去り又は留置があつたことが外務大臣又は当該子についての子の返還申立事件が係属する裁判所から通知されたときは、当該審判事件が係属している裁判所は、当該審判事件について裁判をしてはならない。ただし、子の返還の申立てが相当の期間内にされないとき、又は子の返還の申立てを却下する裁判が確定したときは、この限りでない。

(総合法律支援法の適用に関する特例)

条約締約国の国民又は条約締約国に常居所を有する者(日本国民又は我が國に住み常居所を有する者)であつて、子との交流その他の事項について民事裁判等手続(我が國の裁判所における民事事件、家事事件又は行政事件に関する手続をいう。)を利用するものは、当該事項に関する限り、総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)の適用については、同法第三十条第一項第二号に規定する国民等とみなす。

附 則

(施行期日)

この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

この法律は、この法律の施行前にされた不法な連れ去り又はこの法律の施行前に開始された不法な留置には、適用しない。

附 則 (令和元年五月一七日法律第二号)抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

一 附則第二十条の規定(附則第二十条の規定による)
二 附則第二十一条の規定(附則第二十一条の規定による)
三 附則第二十二条の規定(附則第二十二条の規定による)

四 附則第二十三条の規定(附則第二十三条の規定による)

五 附則第二十四条の規定(附則第二十四条の規定による)

六 附則第二十五条の規定(附則第二十五条の規定による)

七 附則第二十六条の規定(附則第二十六条の規定による)

八 附則第二十七条の規定(附則第二十七条の規定による)

九 附則第二十八条の規定(附則第二十八条の規定による)

十 附則第二十九条の規定(附則第二十九条の規定による)

十一 附則第三十条の規定(附則第三十条の規定による)

十二 附則第三十一条の規定(附則第三十一条の規定による)

十三 附則第三十二条の規定(附則第三十二条の規定による)

十四 附則第三十三条の規定(附則第三十三条の規定による)

十五 附則第三十四条の規定(附則第三十四条の規定による)

十六 附則第三十五条の規定(附則第三十五条の規定による)

十七 附則第三十六条の規定(附則第三十六条の規定による)

十八 附則第三十七条の規定(附則第三十七条の規定による)

十九 附則第三十八条の規定(附則第三十八条の規定による)

二十 附則第三十九条の規定(附則第三十九条の規定による)

二十一 附則第四十条の規定(附則第四十条の規定による)

二十二 附則第四十一条の規定(附則第四十一条の規定による)

二十三 附則第四十二条の規定(附則第四十二条の規定による)

二十四 附則第四十三条の規定(附則第四十三条の規定による)

二十五 附則第四十四条の規定(附則第四十四条の規定による)

二十六 附則第四十五条の規定(附則第四十五条の規定による)

二十七 附則第四十六条の規定(附則第四十六条の規定による)

二十八 附則第四十七条の規定(附則第四十七条の規定による)

二十九 附則第四十八条の規定(附則第四十八条の規定による)

三十 附則第四十九条の規定(附則第四十九条の規定による)

三十一 附則第五十条の規定(附則第五十条の規定による)

三十二 附則第五十一条の規定(附則第五十一条の規定による)

三十三 附則第五十二条の規定(附則第五十二条の規定による)

三十四 附則第五十三条の規定(附則第五十三条の規定による)

三十五 附則第五十四条の規定(附則第五十四条の規定による)

三十六 附則第五十五条の規定(附則第五十五条の規定による)

三十七 附則第五十六条の規定(附則第五十六条の規定による)

三十八 附則第五十七条の規定(附則第五十七条の規定による)

三十九 附則第五十八条の規定(附則第五十八条の規定による)

四十 附則第五十九条の規定(附則第五十九条の規定による)

四十一 附則第六十条の規定(附則第六十条の規定による)

四十二 附則第六十一条の規定(附則第六十一条の規定による)

四十三 附則第六十二条の規定(附則第六十二条の規定による)

四十四 附則第六十三条の規定(附則第六十三条の規定による)

四十五 附則第六十四条の規定(附則第六十四条の規定による)

四十六 附則第六十五条の規定(附則第六十五条の規定による)

四十七 附則第六十六条の規定(附則第六十六条の規定による)

四十八 附則第六十七条の規定(附則第六十七条の規定による)

四十九 附則第六十八条の規定(附則第六十八条の規定による)

五十 附則第六十九条の規定(附則第六十九条の規定による)

五十一 附則第七十条の規定(附則第七十条の規定による)

五十二 附則第七十一条の規定(附則第七十一条の規定による)

五十三 附則第七十二条の規定(附則第七十二条の規定による)

五十四 附則第七十三条の規定(附則第七十三条の規定による)

五十五 附則第七十四条の規定(附則第七十四条の規定による)

五十六 附則第七十五条の規定(附則第七十五条の規定による)

五十七 附則第七十六条の規定(附則第七十六条の規定による)

五十八 附則第七十七条の規定(附則第七十七条の規定による)

五十九 附則第七十八条の規定(附則第七十八条の規定による)

六十 附則第七十九条の規定(附則第七十九条の規定による)

六十一 附則第八十条の規定(附則第八十条の規定による)

六十二 附則第八十一条の規定(附則第八十一条の規定による)

六十三 附則第八十二条の規定(附則第八十二条の規定による)

六十四 附則第八十三条の規定(附則第八十三条の規定による)

六十五 附則第八十四条の規定(附則第八十四条の規定による)

六十六 附則第八十五条の規定(附則第八十五条の規定による)

六十七 附則第八十六条の規定(附則第八十六条の規定による)

六十八 附則第八十七条の規定(附則第八十七条の規定による)

六十九 附則第八十八条の規定(附則第八十八条の規定による)

七十 附則第八十九条の規定(附則第八十九条の規定による)

七十一 附則第九十条の規定(附則第九十条の規定による)

七十二 附則第九十一条の規定(附則第九十一条の規定による)

七十三 附則第九十二条の規定(附則第九十二条の規定による)

七十四 附則第九十三条の規定(附則第九十三条の規定による)

七十五 附則第九十四条の規定(附則第九十四条の規定による)

七十六 附則第九十五条の規定(附則第九十五条の規定による)

七十七 附則第九十六条の規定(附則第九十六条の規定による)

七十八 附則第九十七条の規定(附則第九十七条の規定による)

七十九 附則第九十八条の規定(附則第九十八条の規定による)

八十 附則第九十九条の規定(附則第九十九条の規定による)

八十一 附則第一百条の規定(附則第一百条の規定による)

八十二 附則第一百一条の規定(附則第一百一条の規定による)

八十三 附則第一百二条の規定(附則第一百二条の規定による)

八十四 附則第一百三条の規定(附則第一百三条の規定による)

八十五 附則第一百四条の規定(附則第一百四条の規定による)

八十六 附則第一百五条の規定(附則第一百五条の規定による)

八十七 附則第一百六条の規定(附則第一百六条の規定による)

八十八 附則第一百七条の規定(附則第一百七条の規定による)

八十九 附則第一百八条の規定(附則第一百八条の規定による)

九十 附則第一百九条の規定(附則第一百九条の規定による)

九十一 附則第一百十条の規定(附則第一百十条の規定による)

九十二 附則第一百一十一条の規定(附則第一百一十一条の規定による)

九十三 附則第一百一十二条の規定(附則第一百一十二条の規定による)

九十四 附則第一百一十三条の規定(附則第一百一十三条の規定による)

九十五 附則第一百一十四条の規定(附則第一百一十四条の規定による)

九十六 附則第一百一十五条の規定(附則第一百一十五条の規定による)

九十七 附則第一百一十六条の規定(附則第一百一十六条の規定による)

九十八 附則第一百一十七条の規定(附則第一百一十七条の規定による)

九十九 附則第一百一十八条の規定(附則第一百一十八条の規定による)

一百 附則第一百一十九条の規定(附則第一百一十九条の規定による)

一百一 附則第一百二十条の規定(附則第一百二十条の規定による)

一百二 附則第一百二十一条の規定(附則第一百二十一条の規定による)

一百三 附則第一百二十二条の規定(附則第一百二十二条の規定による)

一百四 附則第一百二十三条の規定(附則第一百二十三条の規定による)

一百五 附則第一百二十四条の規定(附則第一百二十四条の規定による)

一百六 附則第一百二十五条の規定(附則第一百二十五条の規定による)

一百七 附則第一百二十六条の規定(附則第一百二十六条の規定による)

一百八 附則第一百二十七条の規定(附則第一百二十七条の規定による)

一百九 附則第一百二十八条の規定(附則第一百二十八条の規定による)

一百十 附則第一百二十九条の規定(附則第一百二十九条の規定による)

一百一 附則第一百三十条の規定(附則第一百三十条の規定による)

一百二 附則第一百三十一条の規定(附則第一百三十一条の規定による)

一百三 附則第一百三十二条の規定(附則第一百三十二条の規定による)

一百四 附則第一百三十三条の規定(附則第一百三十三条の規定による)

一百五 附則第一百三十四条の規定(附則第一百三十四条の規定による)

一百六 附則第一百三十五条の規定(附則第一百三十五条の規定による)

一百七 附則第一百三十六条の規定(附則第一百三十六条の規定による)

一百八 附則第一百三十七条の規定(附則第一百三十七条の規定による)

一百九 附則第一百三十八条の規定(附則第一百三十八条の規定による)

一百十 附則第一百三十九条の規定(附則第一百三十九条の規定による)

一百一十一 附則第一百四十条の規定(附則第一百四十条の規定による)

一百一十二 附則第一百四十一条の規定(附則第一百四十一条の規定による)

一百一十三 附則第一百四十二条の規定(附則第一百四十二条の規定による)

一百一十四 附則第一百四十三条の規定(附則第一百四十三条の規定による)

一百一十五 附則第一百四十四条の規定(附則第一百四十四条の規定による)

一百一十六 附則第一百四十五条の規定(附則第一百四十五条の規定による)

一百一十七 附則第一百四十六条の規定(附則第一百四十六条の規定による)

一百一十八 附則第一百四十七条の規定(附則第一百四十七条の規定による)

一百一十九 附則第一百四十八条の規定(附則第一百四十八条の規定による)

一百二十 附則第一百四十九条の規定(附則第一百四十九条の規定による)

一百二十一 附則第一百五十条の規定(附則第一百五十条の規定による)

一百二十二 附則第一百五十一条の規定(附則第一百五十一条の規定による)

一百二十三 附則第一百五十二条の規定(附則第一百五十二条の規定による)

一百二十四 附則第一百五十三条の規定(附則第一百五十三条の規定による)

一百二十五 附則第一百五十四条の規定(附則第一百五十四条の規定による)

一百二十六 附則第一百五十五条の規定(附則第一百五十五条の規定による)

一百二十七 附則第一百五十六条の規定(附則第一百五十六条の規定による)

一百二十八 附則第一百五十七条の規定(附則第一百五十七条の規定による)

一百二十九 附則第一百五十八条の規定(附則第一百五十八条の規定による)

一百三十 附則第一百五十九条の規定(附則第一百五十九条の規定による)

一百三十一 附則第一百六十条の規定(附則第一百六十条の規定による)

一百三十二 附則第一百六十一条の規定(附則第一百六十一条の規定による)

一百三十三 附則第一百六十十二条の規定(附則第一百六十十二条の規定による)

一百三十四 附則第一百六十十三条の規定(附則第一百六十十三条の規定による)

一百三十五 附則第一百六十十四条の規定(附則第一百六十十四条の規定による)

一百三十六 附則第一百六十十五条の規定(附則第一百六十十五条の規定による)

一百三十七 附則第一百六十十六条の規定(附則第一百六十十六条の規定による)

一百三十八 附則第一百六十十七条の規定(附則第一百六十十七条の規定による)

一百三十九 附則第一百六十十八条の規定(附則第一百六十十八条の規定による)

一百四十 附則第一百六十十九条の規定(附則第一百六十十九条の規定による)

一百四十一 附則第一百六十十条の規定(附則第一百六十十条の規定による)

一百四十二 附則第一百六十一条の規定(附則第一百六十一条の規定による)

一百四十三 附則第一百六十十二条の規定(附則第一百六十十二条の規定による)

一百四十四 附則第一百六十十三条の規定(附則第一百六十十三条の規定による)

一百四十五 附則第一百六十十四条の規定(附則第一百六十十四条の規定による)

一百四十六 附則第一百六十十五条の規定(附則第一百六十十五条の規定による)

一百四十七 附則第一百六十十六条の規定(附則第一百六十十六条の規定による)

一百四十八 附則第一百六十十七条の規定(附則第一百六十十七条の規定による)

一百四十九 附則第一百六十十八条の規定(附則第一百六十十八条の規定による)

一百五十 附則第一百六十十九条の規定(附則第一百六十十九条の規定による)

一百五十一 附則第一百六十十条の規定(附則第一百六十十条の規定による)

一百五十二 附則第一百六十一条の規定(附則第一百六十一条の規定による)

一百五十三 附則第一百六十十二条の規定(附則第一百六十十二条の規定による)

一百五十四 附則第一百六十十三条の規定(附則第一百六十十三条の規定による)

一百五十五 附則第一百六十十四条の規定(附則第一百六十十四条の規定による)

一百五十六 附則第一百六十十五条の規定(附則第一百六十十五条の規定による)

一百五十七 附則第一百六十十六条の規定(附則第一百六十十六条の規定による)

一百五十八 附則第一百六十十七条の規定(附則第一百六十十七条の規定による)

一百五十九 附則第一百六十十八条の規定(附則第一百六十十八条の規定による)

一百六十 附則第一百六十十九条の規定(附則第一百六十十九条の規定による)

一百六十一 附則第一百六十十条の規定(附則第一百六十十条の規定による)

一百六十二 附則第一百六十一条の規定(附則第一百六十一条の規定による)

一百六十三 附則第一百六十十二条の規定(附則第一百六十十二条の規定による)

一百六十四 附則第一百六十十三条の規定(附則第一百六十十三条の規定による)

一百六十五 附則第一百六十十四条の規定(附則第一百六十十四条の規定による)

一百六十六 附則第一百六十十五条の規定(附則第一百六十十五条の規定による)

一百六十七 附則第一百六十十六条の規定(附則第一百六十十六条の規定による)

一百六十八 附則第一百六十十七条の規定(附則第一百六十十七条の規定による)

一百六十九 附則第一百六十十八条の規定(附則第一百六十十八条の規定による)

一百七十 附則第一百六十十九条の規定(附則第一百六十十九条の規定による)

一百七十ー 附則第一百六十十条の規定(附則第一百六十十条の規定による)

一百七十ーー 附則第一百六十一条の規定(附則第一百六十一条の規定による)

一百七十ーーー 附則第一百六十十二条の規定(附則第一百六十十二条の規定による)

一百七十ーーーー 附則第一百六十十三条の規定(附則第一百六十十三条の規定による)

一百七十ーーーーー 附則第一百六十十四条の規定(附則第一百六十十四条の規定による)

一百七十ーーーーーー 附則第一百六十十五条の規定(附則第一百六十十五条の規定による)

一百七十ーーーーーーー 附則第一百六十十六条の規定(附則第一百六十十六条の規定による)

一百七十ーーーーーーーー 附則第一百六十十七条の規定(附則第一百六十十七条の規定による)

一百七十ーーーーーーーーー 附則第一百六十十八条の規定(附則第一百六十十八条の規定による)

一百七十ーーーーーーーーーー 附則第一百

以下「日國連地位協定刑事特別法」という。

刑者移送法第二十一条の改正規定（第四百八十四条）を、第四百八十六条から第四百八十五条まで、第四百八十六条に改める部分を除く。附則第二十五条の規定、附則第六条中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）第六十四条第一項の表第四十一条第三条第四項、第六十九条、第七十六条第三项、第八十五条、第一百八十三条第三项、第一百二十一条第一項、第一百六十三条第一項、第一百六十九条、第二百七十八条の二第二項、第二百九十七条第二項、第三百十一条、第七十六条第三项、第八十五条、第一百八十三条第一項、第二百七十八条の三第一項」に改める部分に限る。附則第二十七条中刑事取容施設及び被收容者等の待遇に関する法律第二百八十六条の改正規定（第二百七十八条の二第二項）を「第二百七十八条の三第一項」に改める部分に限る。附則第三十七条中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う關係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第四百九十二条第七項の改正規定、附則第十九条第一項の規定並びに附則第三十七条中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う關係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第四百九十二条第七項の改正規定、附則第三十二条の規定及び第三百八十八条の規定、同法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十二条第六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（の賛本）の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四十一条第一項第三号の改正規定、同法第八十一条第一項の改正規定、同法第四十条の改正規定、同法第八十三条第一項の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び

(民法第九十八条第一項及び第一百五十五条の規定の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定項の改正規定を除く)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律の規定(民法第九十九条第一項の改正規定、第九十一条の規定、第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定)公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中民事執行法第十八条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の贍本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分に限る)、同法第三十三条第一項の改正規定、同法八十六条を第八十六条の二とし、第八十五条の次に三条を加える改正規定(同法第八十五条の二及び第八十五条の三を加える部分を除く)、同法第九十二条に五項を加える改正規定、同法第一百一一条の改正規定(「第八十五条並びに」を「第八十五条から第八十六条まで及び」に改める部分に限る)、同法第一百四十二条第二項の改正規定、同法第六十六条第二項の改正規定、同法第六十七条の十一第七項の改正規定(「第九十二条第一項」の下に「及び第三項から第七項まで」を加える部分に限る)、同法第一百四十九条の次に二条を加える改正規定、同法第二百条第一項の改正規定及び同法附則に六条を加える改正規定、第三十五条及び第四十条の規定定、第四十七条中鉄道抵当法第五十九条に二項を加える改正規定、第六十三条中民事調停法の改正規定(第六十三条中民事調停法の二)を加える部分に限る)及び同法第二章に一節を加える改正規定、第六十七条中企業担保法第十七条第二項の改正規定(第十八条の下に「第十八条の二」を加える部分に限る)及び同法第五十五条の改正規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律附則を同法附則第一条とし、同条に見出しを付し、同法附則に十二条を加える改正規定、第九十四条中船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第五十九条の次に一条を加える改正規定、第一百十条中民事保全法第四十六条

の改正規定（「第十八条」の下に「、第十八条の二」を加える部分に限る。）、第一百三十条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十六条の改正規定及び同法第二百三十二条の改正規定、第一百四十五条中民事再生法第二百五十五条の次に一条を加える改正規定及び同法第一百五十三条第三項の改正規定（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条）を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る。）、第一百六十一条第一項の規定、第二百二十二条中会社更生法第二百十条第三項の改正規定（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条）を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る。）及び同法第一百五十五条の次に一条を加える改正規定、第二百四十九条中破産法第二百二十一条の次に一条を加える改正規定、第二百六十五条第一項の規定、第二百六十九条中人事訴訟法第九条に一項を加える改正規定及び同法第三百三十六条の次に一条を加える改正規定及び同法第一百九十九条第三項の改正規定（第八十五条の下に「から第八十六条まで」を加える部分に限る。）、第二百六十五条第一項の規定、同法第三百三十六条の次に二項を加える改正規定、第二百四十九条中破産法第二百二十一条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十二条第二項の改正規定、第二百二十二条中家庭事件手続法第四十条の改正規定、同法第四十九条の改正規定、同法第五十四条第四項の改正規定、同法第五十九条の改正規定及び同法第六十条第二項の改正規定（「及び第二項」を「から第三項まで」に改める部分に限る。）、同法第八十四条第一項の改正規定（「第三項まで、」を「第四項まで」に改める部分及び「高等裁判所に」との下に「、第五十九条第三項中「家庭裁判所及び」とあるのは「高等裁判所及び」とを加える部分に限る。）、同法第二百六十一条第一項第六号の改正規定及び同法第二百六十一条第五項の改正規定、第三百四十一條中の改正規定並びに第三百五十六条中消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十三条の改正規定（「、第八十七条の二」を削る部分に限る。）、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日

第一号抄則（令和六年五月二四日法律第三三三
附則施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十六条から第十八条まで及び第十九条第一項の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。